

小城市監査委員告示第 6 号

令和 2 年 4 月 8 日に提出された住民監査請求について、監査した結果を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 17 日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正博

1 請求人

佐賀県小城市	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
佐賀県小城市	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
佐賀県小城市	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

2 請求年月日

令和2年4月8日

3 請求の趣旨

- (1) 平成21年度～平成23年度の補助金支出に関与した各職員につき相応の責任を追及すること
- (2) 小城市（小城市長）に対し、清水の滝ライトアップ実行委員会、あるいは〇〇〇ら関係者に対して平成21年度～平成23年度の補助金の不当利得返還請求そのほかの理由による返還請求、賠償請求を行うこと
- (3) その他適切な措置を行うこと

4 監査委員の判断

(1) 主 文

本件請求を却下する。

(2) 理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第2項本文には、「前項の規定による請求（怠る事実を改める等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる）は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。」として住民監査請求の期間制限について規定されている。

平成21年度から平成23年度までの補助金の支出については、請求日（令

和 2 年 4 月 8 日) まで 1 年以上経過していることは明らかである。

また、裁判例によれば、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」があるときとは、「地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」とされている。

請求人は、本件請求について、第 2 請求の理由 3 に「令和元年 12 月 18 日付けで役割分担の表が開示された時に、平成 21 年度から前商工観光課長が係長として関与していたことが判明した」と述べているが、本件請求人も請求者の 1 人として小城市監査委員宛に提出された平成 30 年 7 月 6 日付け住民監査請求書に添付の事実証明書 2 の 4 は、平成 29 年 11 月 3 日付け新聞記事で、前課長が 2002 年 4 月から観光行政に携わっていたことが掲載されている。この事実証明書 2 の 4 により、請求者は、前課長が観光行政に携わっていたことを知り得ていたものと判断する。その後、1 年以上経過して本件請求がなされたものであり、これをもって相当の期間内に本件請求がなされたということにはならない。

したがって、本件請求は、「正当な理由」がなく請求期限を経過した不適法な請求であるといわざるを得ない。

よって、監査委員の合議により主文のとおり決定する。